

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和7(2025)年1月8日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「年末年始は、十分に休養をとってリフレッシュしたものと思う。年が明けて、令和6年度第4四半期に入った。3月末には総決算をすることになるが、残りは、実質40日程度しかない。この間、どのようなことができるか、それぞれが検討を重ね、当初に掲げた目標を達成できるよう、計画的に業務を推進していただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和6年県議会12月定例会の開催状況について

警察本部から、「令和6年県議会12月定例会の開催状況について報告する。会期は、11月26日から12月9日までの14日間で行われた。警察本部関係の議案等は、議案第1号及び議案第19号の補正予算議案、議案第4号の条例議案に加えて、報告第1号公用車事故の報告3件を行った。議案第1号の補正予算議案については、車両購入費について、事業執行に不測の日数を要したことから、当該予算を来年度に繰越しようとするものであり、議案第19号の補正予算議案は、人事委員会勧告に伴う給与改定等により、給与費等を増額補正しようとするものである。議案第4号の条例議案については、道路交通法の一部改正に伴い、特定免許情報の個人番号カードへの記録等について新たに手数料を徴収するほか、道路交通法施行令に定める手数料の標準額の改定に伴い、手数料等の額を改定するなど、所要の改正をしようとするものである。これらの議案については、12月9日の本会議において原案どおり可決となっている。

一般質問及び議案に対する質疑は、12月2日から3日間行われ、警察本部に対する質問、質疑に対し、警察本部長が答弁している。一般質問では、1日目の12月2日に、いわて県民クラブ・無所属の会の村上貢一（むらかみこういち）議員から、「闇バイト、特殊詐欺犯罪等の撲滅への本部長の決意について」質疑がなされ、警察本部長が、闇バイト、特殊詐欺犯罪等の現状については、極めて憂慮すべき事態と認識しているところ、県民の不安を払拭するためにも、抑止対策と犯罪を敢行する組織の壊滅に向けた検挙活動を両輪として、治安維持に向けた取組を全力で進めて行く旨、答弁を行っている。また、一般質問3日目の12月4日には、社会民主党の木村幸弘（きむらゆきひろ）議員から、「闇バイト関

連事件の本県の状況について」質疑がなされ、警察本部長が、いわゆる闇バイトが関係する事件について、本県においては、関東地方を中心に発生しているような強盗や殺人等の凶悪な事件の発生は、現時点では、把握されていないものの、闇バイトの特徴点等に合致するような相談は数件確認されている旨、答弁を行った。また、再質問として、「犯罪の拡大防止対策のため、若者や高齢者世帯等に対する周知徹底などについて、どう取り組んでいくのか」との質疑がなされ、警察本部長が、インターネット上における対策として、SNS等への闇バイト募集広告の投稿者に対する警告を行うことにより、同時に検索した者への注意喚起となっていること、若者に対する対策として、中学校や高等学校における防犯指導や大学の学内メール等を活用した注意喚起、報道機関を通じた広報啓発、ハローワークの窓口等へのポスター掲示等を行っていること、高齢者世帯等に対する対策として、各種警察活動の場を通じて、手口や被害の現状に関する情報発信及び防犯対策に関する具体的な注意喚起などを行っているほか、事件等が発生しやすい深夜時間帯における、地域と連携した警戒活動の強化、パトカーの赤色灯点滅による「見せる警戒」の強化などを行うことにより、地域の犯罪抑止と住民の安心感の醸成等に努めていることなどを答弁した。

なお、一般質問最終日の後に行われた「議案に対する質疑」では、警察本部に対する質疑はなかった。

12月5日に行われた総務委員会では、冒頭、11月22日に発生した、警察官の酒気帯び運転による逮捕事案について、警務部長から議会に対し報告、陳謝した。警察本部関係の議案では、補正予算議案（車両購入費の繰越明許・給与改定）及び条例改正議案（いわゆる運転免許証のマイナ一体化等に伴う手数料条例の改正）の2件についての審査が行われ、審査の過程において、希望いわて、北上選挙区の高橋はじめ（たかはしはじめ）委員から、「運転免許情報の読み取り方法及び予算措置について」、自由民主党、宮古選挙区の城内愛彦（じょうないよしひこ）委員から、「運転免許証とマイナンバーカードの紐付けに係る手続場所及びその手数料について」質疑がなされ、それぞれ、運転免許課長が答弁を行い、原案どおり可とされた。

また、「この際質問」では、冒頭陳謝に関連して、自由民主党、遠野選挙区はぎの幸弘（はぎのゆきひろ）委員から、「当該警察官の飲酒の程度及びそれに対する県警察の受け止めについて」質疑がなされ、首席監察官が、当該警察官の飲酒の程度については、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、答弁は差し控えること、本件に対する受け止めについては、関係機関等の全面的な協力を得て交通安全対策を推進している中、最前線で飲酒運転を取り締まるべき警察官が飲酒運転で逮捕されたことは、誠に申し訳なく、非常に重く受け止めていることを答弁し、続いて、「過去における警察官の飲酒運転等による検挙等事例の有無及びその傾向について」の質疑に対し、首席監察官が、平成21年以降、今回の逮捕事案以外に4件あり、傾向としては、若手警察官が多く、公務においては特段の問題は把握されていないものの、私生活において、自分の都合を優先し、本来厳守すべき規範意識が欠落しているほか、家庭内や交友関係にも様々な問題が認められる旨の答弁をし、さらに、「これまでの対策及び今後の新たな再発防止対策について」の質疑に対し、首席監察官が、これまで、飲酒運転が極めて悪質重大な犯罪であるという認識を強く自覚させるため、繰り返し具体的指示を行うとともに、職員相互の座談会や懲戒処分者の手記などを基にしたグループ検討などを通じて、非違事案を自分事として捉えさせる取組等を

進めてきたところ、今後、さらに、職員ひとりひとりの心に響く、身につまされる指導教養に努めるとともに、早急に実行性のある指導教養の在り方を検討していく旨、答弁を行っている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「関心を寄せて、質問していただけることは大変ありがたいことである。2月議会に向けてしっかりと準備を進めていただきたい。」

【交通部議題】

○ 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例について

警察本部から、「本改正の趣旨は、2つの制度変更に伴い手数料を廃止することによる条例改正となる。1つ目は、道路交通法事務手数料についてであり、時間制限駐車区間の交通規制の廃止に伴い、パーキング・チケットの運用を廃止し、パーキング・チケットの発給手数料等を削除する改正である。2つ目は、自動車の保管場所の確保等に関する法律事務手数料についてであり、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、自動車の保管場所標章が廃止されることから、保管場所標章交付手数料等を削除する改正である。改正の内容については、1つはパーキング・チケットの廃止に伴う手数料及び既に廃止になっているパーキング・メーターの関係の手数料として、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第7に規定のある、パーキング・メーター作動手数料1回200円、パーキング・チケット発給手数料1回200円をそれぞれ削除するものである。2つ目は、「保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律」が令和7年4月1日に施行され、自動車の保管場所標章が廃止されることに伴い、岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第8に規定のある、保管場所標章交付手数料550円、保管場所標章再交付手数料550円をそれぞれ削除するものである。本条例の一部改正の施行は、令和7年4月1日とする。パーキング・チケットの廃止に伴う新たな交通規制の変更を令和7年4月1日とし、また、「自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律」の施行日が同日となっていることからこの期日とするものである。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「県民が誤解しないよう、正しい説明を尽くしていただきたい。」

○ 令和6年中の交通事故発生状況及び令和7年の「交通死亡事故抑止重点対策・アンダー30作戦」について

警察本部から、「昨年中の県内の交通事故発生状況は、発生件数、傷者数ともに21年連続で減少したほか、死者数は28人と前年から7人減少して統計がある昭和23年以降最少となり、死者数30人以下を初めて達成した。交通死亡事故の特徴は、昼夜別では特に日没後1時間の発生が4件と多く、路線別では市町村道が10件と多く発生している。類型別では車両単独事故が12件と多く、死者の年代別では高齢者が18人と全死者の64.3%を占めている。次に、令和7年の「交通死亡事故抑止重点対策・アンダー30作戦」についてであるが、第11次岩手県交通安全計画に掲げる「令和7年までに年間死者数30人以下にする」という目標は、1年前倒しで達成したところであるが、令和7年までは、同目標が継続されるこ

とから、アンダー30作戦を継続するものである。令和7年中の活動方針については、全死者に占める高齢者の割合が高いこと、過去5年、飲酒運転による死亡事故が毎年発生しているなど、飲酒運転による交通事故が後を絶たないこと、事故総数は減少傾向にあるものの、自転車事故割合は11%前後で推移しているほか、自転車の関係する死亡事故は前年比で増加していることといった特徴を踏まえ、令和7年は令和6年に引き続き、高齢者の交通事故抑止対策、飲酒運転根絶対策、自転車の交通事故抑止対策の3本柱で交通死亡事故抑止対策を重点的に推進する。個々の取組は、昨年を引き続き、過去10年の交通事故を分析し、毎月、重傷以上の事故の発生が多い連続した3日間を集中対策期間と定め、安全意識を高める「目立つ街頭活動」や交通指導取締りを強化するほか、隣接警察署や警察本部との連携を強化して交通事故抑止を図る。なお、事故多発日を表示した「交通安全カレンダー」についてであるが、好評を得ていることから、本年も作成して県警ホームページで公表するほか、巡回連絡や街頭活動時に配布等して県民に広く交通事故の注意喚起を促したい。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「交通死亡事故を28人に抑えたことは、大変素晴らしい成果である。今後も死者数が30人を割ることが当たり前になるように継続的かつ地道に諸対策を推進していただきたい。」

【警備部議題】

○ 原子力発電所警戒警備に伴う本県警察職員の特別派遣について

警察本部から、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の警戒警備に伴い、福島県公安委員会から当県公安委員会に援助要求がなされたことから、本県警察官を派遣しようとするものである。」旨の説明があり、決裁した。

○ 専決事務処理状況（令和6年10月から12月までにおける小型無人機等の飛行に関する通報受理状況）について

警察本部から、「小型無人機、いわゆるドローン等の飛行に関する通報受理件数について、本年10月から12月までの間、合計3件の通報を受理している。」旨の報告があった。

【その他】

- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について説明があった。

■個別会議

○ 監察課

訴訟経過報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 総務課

県下警察署長会議における公安委員会委員長の対応についての説明、決裁